

令和3年度障害者活躍推進計画の取組状況

令和4年9月21日
秋田県監査委員事務局

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定に基づき、当事務局における令和3年度障害者活躍推進計画の取組の実施状況について、下表のとおり公表します。

計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
実施期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日（令和3年度）

【取組の具体的な実施内容】

1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none">○障害者雇用推進者に事務局長を選任した。(令和3年4月1日定期人事異動に伴い選任)○障害者である職員からの相談窓口を設置（相談担当者を指定）し、事務局内に周知した。○令和3年度障害者理解促進研修に参加させ、研修の内容を職場で共有し、障害に関する理解の促進を図った。○該当する職員本人の意向を確認の上、「情報共有シート」を作成し情報共有した。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none">○該当する事案はなかった。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none">(1)職務環境<ul style="list-style-type: none">○該当する職員本人から必要な配慮等を聞きとりし、その内容を検討の上、関係課所に働きかけを行った。○該当する職員の活動に配慮した机の配置に変更するとともに、フロアモール（LANケーブル）を移設した。(2)募集・採用<ul style="list-style-type: none">○該当する事案はなかった。(3)働き方<ul style="list-style-type: none">○時差出勤制度や障害者を対象にした早出遅出勤務制度のほか、庁内テレワーク実証実験の実施について事務局内に周知し、その活用を勧奨した。
4. その他	<ul style="list-style-type: none">○該当する事案はなかった。